



平成21年 5 月 28 日

各 位

会社名 ミサワホーム株式会社  
代表者名 代表取締役 竹中宣雄  
(コード番号 1722 東証・大証・名証第1部)  
問合せ先  
役職名 経営企画部 広報・IR担当 部長  
氏名 中村 孝  
TEL 03(3349)8088

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社はその施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条の見出し及び本文を削除するものであります。また、このみなし定款変更に伴い、現行定款第9条第2項について削除するものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、現行定款第10条及び第11条の「実質株主」及び「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、付則に所要の定めを設けるものであります。
- (4) その他、必要な文言の加除、修正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- ・ 定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金曜日)
  - ・ 定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)
- ※付則の定めは平成22年1月5日の経過をもって効力を失い、削除するものとします。

以 上

## 定款変更案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第7条 <u>(株券の発行)</u></p> <p><u>当社は、その株式にかかる株券を発行する。</u></p> <p>第9条 (单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>1 当社の单元株式数は、普通株式につき100株、B種優先株式につき100株、<u>C種優先株式につき100株とする。</u></p> <p>2 <u>当社は、第7条の定めにかかわらず、单元未満株式にかかる株券を発行しない。</u></p> <p>第10条 (单元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する单元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① } ② } (記載省略) ③ }</p> <p>第11条 (株主名簿管理人)</p> <p>1 (記載省略)</p> <p>2 (記載省略)</p> <p>3 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成及び備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条</p> <p>(削除)</p> <p>第9条 (单元株式数)</p> <p>当社の单元株式数は、普通株式、B種優先株式及び<u>C種優先株式のそれぞれにつき100株とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第10条 (单元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① } ② } (現行のとおり) ③ }</p> <p>第11条 (株主名簿管理人)</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成及び備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>付則</p> <p><u>当社が行うべき株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務については、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>